

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和3年度 第6回

令和4年3月3日(木)開催

1 日 時 令和4年3月3日(木) 10時00分～10時45分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出 席 者

公益委員 5名中4名出席

赤坂 薫 伊藤慎一 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中4名出席

今井裕子 後藤正文 佐藤伸幸 本堂由紀子

使用者委員 5名中5名出席

佐藤宗樹 時田祐司 堀江重久 若泉裕明 脇 正雄

[事務局] 秋田労働局

川口労働局長 酒井労働基準部長 鷲谷賃金室長

佐藤賃金指導官 佐々木賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 令和3年度の審議経過と総括について

(2) 各専門部会等の廃止について

(3) その他

5 配付資料

資料番号1 令和3年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要等

(1) 秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表

(2) 最賃審議会等開催実績

(3) 秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要

資料番号2 令和3年度特定最低賃金改正に係る専門部会報告

(1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業専門部会

(2) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業専門部会

(3) 秋田県自動車・同附属品製造業専門部会

(4) 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業専門部会

資料番号3 令和3年度最低賃金決定状況

(1) 地域別最低賃金改定状況

(2)特定最低賃金改定状況

- 資料番号4 令和4年度審議会等開催予定(素案)
- 資料番号5 特定最低賃金と労働協約の賃金の最低額との関係
- 資料番号6 中央最低賃金審議会運営規程(改正案)
- 資料番号7 令和3年度改定最低賃金額の周知・広報の実施状況について
- 資料番号8 業務改善助成金について
- 資料番号9 「秋田働き方改革推進支援センター」について
- 資料番号10 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策について

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から令和3年度第6回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は公益代表委員4名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名、合計13名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお欠席は公益代表委員 臼木委員、労働者代表委員 井上委員でございます。

現在の秋田地方最低賃金審議会委員につきましては、机上に名簿を配付しておりますので、ご確認ください。

それではこれからの進行は赤坂会長にお願いいたします。

○赤坂会長

それでは本日の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名は秋田地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項において、会長のほかに会長が指名した委員2名となっておりますので、本日は労働者代表 佐藤伸幸委員、使用者代表 脇委員にお願いします。

本日の議題は議事次第にありますように、議題1「令和3年度の審議経過と総括について」、議題2「各専門部会等の廃止について」、議題3「その他」となっております。

それでは議題1の令和3年度の審議経過と総括についてですが、事務局から報告してください。

○鷲谷賃金室長

それでははじめに県最賃について、次に各特定最低賃金についてご報告いたします。お手元の水色の冊子の資料により、審議経過と部会報告について順次ご説明いたします。なお、資料にはインデックスを付けておりますので、それを目印として見開いていただきますようお願いいたします。

まずインデックスの1-(1)の資料は、秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表でございます。この一覧表は本年度の本審、各専門部会等の開催日や一連の関係する日程等について、その状況をまとめて記載しているものでございます。

続きましてインデックスの1-(2)の資料は、今年度の全ての本審、各専門部会等の開催日の実績をまとめたものでございます。

次にインデックスの1-(3)の資料は、本年度の各専門部会等を含めた秋田地方最低賃金審議会全体の審議経過の概要でございますので、簡単に日を追って順に報告させていただきます。

なお4つの特定最低賃金専門部会の審議経過につきましては、このあと報告させていただきますので割愛させていただきます。

はじめに6月30日に第1回本審を開催し、秋田県最低賃金の改正決定につきまして諮問させていただき、今年度の審議方針等を決めていただきました。

その後、中央最低賃金審議会において、7月16日公益委員見解報告で、全国一律28円が目安が示されたところです。また、すべての都道府県において生活保護水準との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないとされました。

これを受けまして7月26日に第2回本審を開催し、令和3年度地域別最低賃金改正の目安の伝達を行いました。また、賃金改定状況調査、賃金実態調査結果等の説明を行っております。併せて厚生労働省で実施した賃金改定状況調査で誤りがあったこともご報告いたしました。当審議会では令和2年度の賃金改定状況調査の誤りについては、昨年度の審議には影響がないことをご承認していただいております。

同日本審に引き続き、第1回秋田県最低賃金専門部会が開催され、部会長及び部会長代理を選出後、参考人2名の方から意見聴取を行いました。その後、金額審議に入り労使双方から秋田県最低賃金の改正に係る基本的考え方と金額提示を行っていただき、金額審議を行っております。

8月3日の第2回秋田県最低賃金専門部会で金額審議を行いましたが労使の合意に至りませんでした。

8月5日の第3回専門部会では金額審議を行った結果、労使の合意には至らず採決で公益委員見解により本審へ報告することが決まりました。

次のページですが、同日第3回本審が開催され専門部会報告により採決を行ったところ、公益委員見解により「秋田県最低賃金を30円引上げ、822円とする」こ

とで答申しています。

またこの本審では、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問しております。

8月23日には特別小委員会を開催し、既設の4つの特定最賃の改正の必要性の有無について、審議いたしました。いずれの特定最賃についても全会一致で「必要性あり」との結論に達し結審しております。

同じく8月23日には、8月5日の答申に対しまして異議申出が9件ございましたので、第4回本審を開催し異議の取扱いについて審議を行い、「8月5日の答申どおり決定することが適当である」との答申をいただきました。これによりまして、その後の官報公示の手続きを経て、10月1日に改定された最低賃金額822円が発効されることとなりました。

なお当局で実施した最低賃金基礎調査結果の参考指標の一部について誤りがあり、9月27日に第5回本審を開催したところです。誤りの経緯等についてご報告したところですが審議の結果には影響なしとのご承認をいただいております。大変申し訳ございませんでした。

以上が本年度の県最賃にかかる本審及び専門部会等の審議経過となります。

続きまして4つの特定最低賃金専門部会の審議経過と結果につきまして報告させていただきます。特定最賃専門部会の審議は令和3年9月17日の合同専門部会からはじまり、10月20日の第3回電子の専門部会をもちまして、全て結審しております。また、平日の12月24日から新しい特定最賃額が発効しているところがありますが、各専門部会での審議結果を本審に報告することになっておりますので、本日次のとおり報告させていただきます。

インデックス2-(1)の資料をご覧ください。

はじめに非鉄金属製錬・精製業専門部会の審議経過等でございますが、9月17日に合同専門部会を開催しております。この日は部会長、部会長代理の選出、意見聴取の方法、発効日の統一、専門部会の審議の進め方などにつきましてご審議いただき、さらには、事務局から賃金実態調査結果及び中小企業支援対策事業等について説明しております。

続いて10月5日に第2回専門部会を開催しまして、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。また労使の基本的考え方と金額提示があり、引き続き金額審議が行われております。

次の10月12日の第3回専門部会におきましては、前回に引き続き金額審議が行われ時間額を15円引上げ910円とすることを全会一致で議決し結審しております。

この結果「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とする最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、当日局長に答申されております。

審議結果といたしまして、次のページ以降に専門部会報告書と別紙、答申文をお付けしています。

続きましてインデックス2-(2)の資料は、電子部品・デバイス等製造業専門部会の審議経過等でございますが、合同専門部会につきましては先程の非鉄金属の説明内容と同じでございますので省略させていただきます。

10月6日に第2回専門部会を開催し、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。また労使の基本的考え方と金額提示があり引き続き金額審議が行われております。

次の10月20日の第3回専門部会におきましては、前回に引き続き金額審議が行われ時間額を25円引上げ861円とすることを全会一致で議決し結審しております。

この特定最賃につきましても、審議会令第6条第5項を適用し当日答申されております。審議結果といたしまして、次のページ以降に専門部会報告書と別紙、答申文をお付けしています。

続きましてインデックス2-(3)の資料は、自動車製造業専門部会の審議経過等でございますが、合同専門部会は先程と同じでございます。

9月29日に第2回専門部会を開きまして、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。また労使の基本的考え方と金額提示があり引き続き金額審議が行われた結果、時間額を30円引上げ907円とすることを全会一致で議決し結審しております。この特定最賃につきましても、審議会令第6条第5項を適用し当日答申されております。審議結果といたしまして、次のページ以降に専門部会報告書と別紙、答申文をお付けしています。

最後でございますがインデックス2-(4)の資料は、自動車小売業専門部会の審議経過等でございますが、合同専門部会は先程と同じでございます。

10月1日に第2回専門部会を開きまして、労使各1名から提出されました意見書の報告を行っております。また労使の基本的考え方と金額提示があり引き続き金額審議が行われた結果、時間額を5円引上げ869円とすることを全会一致で議決し結審しております。この特定最賃につきましても、審議会令第6条第5項を適用し当日答申されております。審議結果といたしまして、次のページ以降に専門部会報告書と別紙、答申文をお付けしています。

なお参考としましてインデックス3-(1)に本年度の全国の地域別最低賃金改定一覧を、インデックスの3-(2)には同じく本年度の全国の特定最低賃金の改定状況をそれぞれ載せておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

以上の結果4つの特定最賃とも全て全会一致で結審され発効日につきましても当初の申し合わせのとおり12月24日に同時発効することができました。

各特定最低賃金専門部会の審議経過等につきましては以上でございます。

○赤坂会長

ただいまの報告について何かご質問等はありませんか。

特にないようですので、次に議題2の各専門部会等の廃止に移ります。

専門部会の廃止については最低賃金審議会令第6条第7項により本審議会の議決によることとされております。令和3年度は地域別最低賃金専門部会と4つの特定最低賃金専門部会を設置しておりますが本日をもって廃止することとしたいと思います。

また秋田地方最低賃金審議会運営規程第3条の規程に基づき設置しております特定最低賃金に関する特別小委員会につきましても本日をもって廃止することとしたいと思います。

以上各専門部会及び特別小委員会を廃止することにご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○赤坂会長

それでは各専門部会及び特別小委員会については本日をもって廃止することといたします。

議題3のその他について事務局で何かありますか。

○鷲谷賃金室長

それでは私から4点ほど説明させていただきます。

1点目は令和4年度の審議会開催予定(素案)についてでございます。

インデックス4の資料をご覧願います。今年度の開催実績をもとに作成しております。2点補足しますと1点目として今年度の中賃の目安がオリンピック開催の影響で例年より1週間程度早い7月16日に示されましたが、来年度は例年ベースでの日程と推測し7月19日の週に目安答申を見込んでいます。なお翌週にズレ込む可能性はあります。

2点目は10月1日発効とした場合、8月5日が答申期限となりますのでご留意いただきますようお願い申し上げます。

矢印で示しているのは大体この辺で審議が行われるであろうという予測に基づき作成したものでございます。実際には例年のとおり早めに各委員の日程確認を行いまして決定させていただきますので、ご協力方よろしくお願いたします。

2点目は特定最低賃金の意向表明、特定最賃の引上げ額と労働協約等の賃金の

最低額との関係性及び申し出状況の情報提供についてでございます。

例年特定最低賃金の改正等の申出を予定されている場合には3月末日までを期限として意向表明していただくようお願いしておりますが、来年度に係る意向表明につきましても改正及び新設の申出を例年と同様に3月31日までに行ってくださいこととさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また特定最低賃金の金額審議における上限額についてでございます。

参考として資料番号5をお付けしていますのでご覧ください。すでに十分ご承知いただいていることとは存じますが改正決定等の申出における企業内最低賃金協定のうち最も低い賃金額が改正される最低賃金額の事実上の上限となっていることについて、再度ご確認くださいようをお願いいたします。資料の中の表1で3つの労働協約の時間額の中でC労働協約が一番下の850円となっています。これを超えた870円の引上げを主張したとしても850円が改正の上限となるものです。

仮にこの金額を超えて法定最低賃金を決定することは当該協約を無効にすることとなり、このことは協約を締結した関係労使の意向に反するものとなりますので協約額の最下限額が金額審議における上限となるものです。

次に特賃の関係で、資料はありませんが昨年度申し出状況をより早期に把握する必要があるとの意見がありましたので今年度からは取りまとめ次第、本審の使用者側委員に4産別とも資料の情報提供を行っております。

具体的には申出書の提出期限が7月末ですので例年開催される8月上旬の第3回本審の後と考えており、内容等に質問、確認依頼等があれば事務局で確認したうえで特別小委員会の場で説明させていただき対応していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

3点目は審議会議事録等の労働局ホームページへの掲載についてでございます。

資料はお付けしていませんが、審議会等の公開については最低賃金に関する社会的関心の変化や情報公開の流れの中で審議会等の更なる透明化が求められているところです。

昨年度以降全国の労働局でホームページへ議事録等を掲載しているところですが、当局においても順次掲載をしているところです。今後、年度内に特定最賃の議事要旨等についても掲載を予定しておりますが、審議会等の公開の趣旨についてご理解いただきますようお願いいたします。

4点目は審議会議事録の署名に関しての情報提供でございます。参考として資料番号6中央最低賃金審議会の運営規程をお付けしています。第3条がリモート会議の開催の関係、第7条が議事録署名の廃止についてですが、昨年5月21日付けで改正がされています。

今年度第1回本審で当審議会の運営規程等について文言等を整理し改正した経

緯がございますが、その他に情報提供として厚生労働省において議事録署名について省略可能という見解が示されていることを説明させていただいております。第1回本審では、議事録の署名を廃止した場合の真正性の担保や確認方法等について課題があったため今後の状況をみながら検討することとしたところです。

議事録署名廃止の背景としては、令和2年7月に閣議決定された規制改革実施計画に基づき各方面での諸手続きにおける押印等について見直しが求められたことがあります。現在国などの行政機関へ提出する書類に押印等が不要ということで申請者の方のご負担も軽減化が進められているものと思われま

す。今年度の近隣の審議会の状況をみますと、半数以上の審議会で議事録署名の廃止が進められております。議事録はホームページへ掲載していることや各委員全員で確認していただいておりますのでこのような手法も併せてご検討いただければと思います。

議事録署名廃止に伴う利点としては委員の皆様の日程調整、日程の拘束などのご負担が軽減されることがありますし事務局としても事務の軽減化につながるものと考えております。

今回は情報提供のみとさせていただきますが、機会をみてご意見など頂戴できればと存じます。

なおコロナウイルス感染症の拡大で、リモート方式の審議会が開催できるよう運営規程を改正している審議会もありますが、規程のみ改正し実際は現状どおりの参集方式での開催が多いようです。以上情報提供させていただきました。

私からは以上ですが、このあと佐藤から説明いたします。

○佐藤指導官

それでは資料7から10についてご説明いたします。

最初に資料7「令和3年度 改定最低賃金額の周知・広報の実施状況について」ご説明いたします。(1)は地域別最賃の広報誌、ホームページへの掲載依頼件数と市町村と商工団体の掲載状況です。依頼件数は全部で約370件、依頼先は地方自治体、商工会等使用者団体、労働団体、教育機関のほか地方紙・情報誌発行企業などとなっています。市町村の広報誌掲載件数は25件、掲載率は100%となりました。賃金室では文書により文例を示して広報誌、ホームページ、情報誌への掲載依頼を行い、12月には広報誌未掲載の市町村及び商工会等を直接訪問し、掲載依頼を行ったところです。令和2年度と比較しますと、市町村のホームページ、商工団体の会報誌、ホームページともに掲載数が増加しています。

(2)は地域別最賃の本省作成ポスター、リーフレットと特定最賃の秋田局作成ポスター、リーフレットの配布状況となっています。ポスター等の配布について

は地方自治体、商工会等使用者団体、労働団体、教育機関、地方紙・情報誌発行企業のほかJR主要駅、交通機関、温泉施設、図書館、道の駅、コンビニなどとなっています。(3)、(4)は秋田労働局ホームページ、FMラジオ等での最低賃金広報の状況、(5)は局内各課・室、県内の各労働基準監督署、ハローワークでの周知・広報の状況となっております。

ここで周知・広報机上配付資料をご覧ください。1ページ、机上配付資料1の「最低賃金の周知・広報」です。秋田労働局公式ホームページのトップページから、真ん中の赤の楕円で囲った「最低賃金」をクリックすると最低賃金・最低賃金関係へ、トップ右の右側の赤の楕円で囲った「最低賃金の詳細」をクリックすると2ページ上段「秋田県最低賃金」へ移行します。1ページの緑の楕円で囲った「秋田ではたらくLab」をクリックすると3ページ下段に移行し、「秋田労働局YouTube公式チャンネル」をクリックすると2ページ下段に移行します。URLをクリックすると3ページ上段へ移行します。「秋田県の最低賃金が上がりました」のYouTube動画がアップされております。秋田労働局ラジオ番組「秋田ではたらくLab」をクリックすると4ページ上段へ移行します。

FM秋田では県最賃改定の周知として9月15日、9月22日、10月6日の3回、特定最低賃金改定の周知として12月22日の1回、全4回の放送を行っております。秋田労働局公式SNSをクリックすると4ページ下段に移行します。Twitterで最低賃金についてのつぶやきをご覧ください。

5ページは秋田駅前の秋田労働局借上げの屋外広告看板で9月20日から12月31日まで地域別最賃を掲示した写真となっております。委員の皆様にも、是非一度、秋田労働局公式ホームページをご覧ください。

次に「最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援事業」としての業務改善助成金についてご説明いたします。

業務改善助成金は、事業場内で一番低い賃金を引き上げて、生産性向上に直接資する設備投資などを行った場合には、その費用の一部を助成するものです。

資料8(1)をご覧ください。2ページは昨年夏の中賃の目安額答申ですが、4番の下線部にあるとおり、中小企業の環境整備の必要性、特に政府として現在行っている業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望しておりました。

これを受けまして、3ページは令和3年7月までの「業務改善助成金の概要」ですが、次の4ページのとおり令和3年8月1日から要件緩和・拡充が行われました。1つは、引上げ額や引上げ人数に応じてより細やかな設定をし、30円コースと60円コースの間に45円コースを新設し、引上げの労働者数については10人以上の場合は更に額を上乗せする拡充を行いました。もう1つは、対象となる設備

投資等について7月までは原則自動車やパソコンは助成対象外でしたが、乗車定員11人以上の自動車や貨物自動車、パソコン、スマホ、タブレット等についても助成対象として新たに拡充を行いました。

5ページは令和3年10月から行った要件緩和・運用改善の内容となっています。人材育成の部分について上限額が低いのではないかというご意見があり、上限額を30万円から50万円に見直しを行いました。

次に6ページですが、令和4年1月13日から更に特例コースの新設を行いました。左側のこれまで行ってきた拡充を引き続き継続するとともに、右側にある特例的な拡充を行う内容となっています。具体的には、コロナ禍で売り上げが3割以上減少した事業者が30円以上上げた場合という特例的なものではありませんが、これまで基本的に直接生産性の向上に資するものでなければ助成対象と認められなかった部分を、業務改善計画を策定し、その範囲内であれば、直接生産性向上に資するもの以外の関連する費用についても助成対象と認めるとしたものです。詳しくは資料8(2)「業務改善助成金特例コース」のご案内、8(3)「業務改善助成金の特例コースの活用例」のリーフレットをご覧くださいと思います。

また、資料8(4)のリーフレット「業務改善助成金(通常コース)」のご案内のとおり、通常コースは、当初は令和4年1月31日で受付終了の予定でしたが、令和4年3月末まで期限を延長しました。引上げ額が20円のコースは令和4年1月31日で受付終了とし、令和4年2月1日からは30円、45円、60円、90円コースのみを設定しております。また、令和4年度も令和4年2月1日からのコースを引き続き実施する予定となっております。

資料8(5)をご覧ください。業務改善助成金の全国と秋田局の令和3年12月末時点の申請件数となります。全国で3,919件、秋田局は36件となっております。

この表にはございませんが、秋田局の1月、2月の申請件数は合わせて2件で累計申請件数は38件となっております。令和2年度の申請件数5件でしたので7倍以上の申請となっております。

次に業務改善助成金の周知・広報についてです。秋田労働局では地域別最賃と併せ、業務改善助成金についても地方自治体、商工会等団体、情報誌発行企業の広報誌、ホームページへの掲載依頼を行い、特例コースの新設、通常コースの延長についても2月上旬に県内の地方自治体、商工会等団体、金融機関、情報誌発行企業の広報誌、ホームページへの掲載依頼を行ったところです。

ここで周知・広報机上配付資料をご覧ください。7ページ、机上配付資料2の「業務改善助成金の周知・広報」です。秋田労働局公式ホームページのトップページから左の赤の楕円で囲った「各種助成金」をクリックすると、各種助成金制度のサイトへ移行し、業務改善助成金へ移行できるようになっております。ま

たトップページの下段のお知らせの「重要なお知らせ」にも、特例コース開始と通常コース延長について掲載しています。クリックすると8ページ上段へ移行します。7ページ緑の楕円で囲った部分については最賃広報でも説明しましたが、「秋田ではたらくLab」をクリックすると9ページ下段へ移行し、「秋田労働局YouTube公式チャンネル」をクリックすると9ページ上段へ移行します。「業務改善助成金」について～賃金引上げのために頑張る会社を応援します～のYouTube動画がアップされています。「秋田労働局ラジオ番組 秋田ではたらくLab」をクリックすると10ページ上段へ移行し、FM秋田で8月18日に放送された内容をご覧になれます。Twitterについても業務改善助成金についてのつぶやきをご覧になれます。実際にホームページを開いていただいた方がわかりやすいかと思っておりますのでぜひご覧いただければと思います。

ここで、先ほどから申し上げます「秋田ではたらくLab」について簡単にご説明いたします。「秋田ではたらく」を学ぶ研究所、ということでここでは、働くうえでの様々なテーマについて、皆さんと一緒に考え学んでいきます。「秋田はたらく応援大使」に秋田県出身の女優「生駒里奈」さんを任命し、秋田で働くことに興味を持ってもらい、必要な人に必要な情報を届けるため、YouTubeチャンネルやラジオ番組、SNSをとおして情報発信していこうという取り組みです。

次に、資料9をご覧ください。「秋田働き方改革推進支援センター」のリーフレットです。働き方改革に取り組む事業主の支援を目的として、秋田県社会保険労務士会が秋田労働局の委託事業として実施しているもので、社会保険労務士等の専門家が様々なことについてワンストップで無料相談に応じております。相談方法はフリーダイヤルによる電話相談、来所による相談、メールによる相談、専門家の個別訪問による相談、出張相談会での相談があり、そのほかにも研修会などに講師を無料派遣しています。参考までに、労働条件、労働時間、休日、賃金引上げ等に関連する令和3年度4月から12月のセンターへの相談実績は911件となっております。

最後に資料10です。秋田労働局では「業務改善助成金」や「働き方改革推進支援センター」のほかにも「キャリアアップ助成金」、「人材確保等支援助成金」などの「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策」を講じており、助成金の申請・支給の窓口である雇用環境・均等室と職業安定部、賃金室が連携しホームページへの掲載、事業主団体への周知依頼及び各種会合等での説明等、組織を上げた周知に取り組んでいるところです。

委員の皆様におかれましても、機会がありましたら是非、各種制度の利用勧奨等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○赤坂会長

ただいまの説明についてご質問はございませんか。

特にないようですので、それでは特定最賃の意向表明は3月末までをお願いいたします。また新設される場合につきましては関係労使の合意形成に向けたご努力もお願いいたします。

議題は以上ですが、その他ご発言等ございますか。

○若泉委員

当審議会は地方最低賃金審議会ですので、ここでの議題には則さないかもしれませんが、女性や障害者を含めて労働に参画しようとしています。秋田県の場合は労働人口が非常に減ってきているので労働力不足が進む中で、最低賃金がどんどん上がっていくと労働時間が減っていくケースがあります。一番感じているのは、社会保険控除額年間130万円という縛りがあり、その130万円を超えないところで、所得を縛ろうと思っている方は結構いらっしゃいます。最低賃金の審議に関しては審議会ですっきりすればよいと思いますが、賃金の上昇とともに社会保険控除額も上限額を上げていかないと、労働力はものすごく減っていく。仮に秋田県に対象者が1万人いて年間で10時間減ると何時間の労働力が減るかということ考えると、我々当社は製造業ですので、非常に苦しい状況が進むのではないかと感じています。もしかすると労働審議会で発言すべきことなのかもしれませんが、機会がありましたので参考までにお話させていただきました。以上です。

○赤坂会長

事務局の方でご意見をお願いします。

○鷲谷賃金室長

ご意見として承ります。

○赤坂会長

ほかにごございますか。

特になければ、令和3年度の審議を終了するに当たり局長からご挨拶を頂きたいと思っております。

○川口労働局長

本日は審議会に出席いただきまして誠にありがとうございました。またこの一

年間精力的にご審議をいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

今年度、過去最大の30円の引上げとなりました。長期なコロナ化が続いておりますが、経済・雇用・働く方の生活への影響を踏まえながら、この秋田地方最低賃金審議会の自主性発揮を確保しながら、ご審議いただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

改定後の最低賃金の周知や中小企業・小規模事業者の皆様方が最低賃金引上げに対応できるよう賃上げ制度の環境整備につきましては、先ほど詳細にご説明させていただきました。これ以外にも現在、県内の各労働基準監督署におきまして、最低賃金の確実な履行確保をするために特に影響率の高い業種と事業主の方を対象に監督指導を現在実施しているところでございます。

来年度の審議につきましても、長期なコロナ化で先行き不安などいろいろありますが、経済・雇用への影響を注視しつつ、丁寧な審議が求められるところでございます。委員の皆様におかれましては今年度同様、ご審議にご協力をいただきますこと、また、周知にもご協力いただきますようお願いいたしまして今年度の審議終了にあたっての挨拶とさせていただきます。一年間誠にありがとうございました。

○赤坂会長

ありがとうございました。

私からもこの一年間、委員の皆様方には審議会の円滑な運営に多大なご協力をいただきましてありがとうございました。

来年度も、コロナの終息もまだ見えない中、大変難しい審議になろうかと思いますが、全会一致に向けてのご協力をお願いいたします。

それではこれもちまして、令和3年度の審議会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。